

議第 34 号

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

国民健康保険の制度改正への対応及び下呂市介護保険基金を幅広く活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

## 下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">基金の名称</th> <th style="width: 45%;">設置の目的</th> <th style="width: 30%;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1)～(9) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(10) 下呂市国民健康保険基金</td> <td style="vertical-align: top;">国民健康保険の保険給付費、<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源、その他保健事業に要する費用に充てるため</u></td> <td style="vertical-align: top;">国民健康保険特別会計の事業勘定において、決算剰余金を生じたときにその全部又は一部の額</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(11) 下呂市介護保険</td> <td style="vertical-align: top;"><u>介護保険に係る保険給付及</u></td> <td style="vertical-align: top;">介護保険特別会計</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	設置の目的	積立額	(1)～(9) (略)			(10) 下呂市国民健康保険基金	国民健康保険の保険給付費、 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源、その他保健事業に要する費用に充てるため</u>	国民健康保険特別会計の事業勘定において、決算剰余金を生じたときにその全部又は一部の額	(11) 下呂市介護保険	<u>介護保険に係る保険給付及</u>	介護保険特別会計	<p>(設置)</p> <p>第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">基金の名称</th> <th style="width: 45%;">設置の目的</th> <th style="width: 30%;">積立額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1)～(9) (略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(10) 下呂市国民健康保険基金</td> <td style="vertical-align: top;">国民健康保険の保険給付費、<u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源、その他保健事業に要する費用に充てるため</u></td> <td style="vertical-align: top;">国民健康保険特別会計の事業勘定において、決算剰余金を生じたときにその全部又は一部の額</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(11) 下呂市介護保険</td> <td style="vertical-align: top;"><u>介護保険の保</u> <u>険給付に要す</u></td> <td style="vertical-align: top;">介護保険特別会計</td> </tr> </tbody> </table>	基金の名称	設置の目的	積立額	(1)～(9) (略)			(10) 下呂市国民健康保険基金	国民健康保険の保険給付費、 <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源、その他保健事業に要する費用に充てるため</u>	国民健康保険特別会計の事業勘定において、決算剰余金を生じたときにその全部又は一部の額	(11) 下呂市介護保険	<u>介護保険の保</u> <u>険給付に要す</u>	介護保険特別会計
基金の名称	設置の目的	積立額																							
(1)～(9) (略)																									
(10) 下呂市国民健康保険基金	国民健康保険の保険給付費、 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源、その他保健事業に要する費用に充てるため</u>	国民健康保険特別会計の事業勘定において、決算剰余金を生じたときにその全部又は一部の額																							
(11) 下呂市介護保険	<u>介護保険に係る保険給付及</u>	介護保険特別会計																							
基金の名称	設置の目的	積立額																							
(1)～(9) (略)																									
(10) 下呂市国民健康保険基金	国民健康保険の保険給付費、 <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源、その他保健事業に要する費用に充てるため</u>	国民健康保険特別会計の事業勘定において、決算剰余金を生じたときにその全部又は一部の額																							
(11) 下呂市介護保険	<u>介護保険の保</u> <u>険給付に要す</u>	介護保険特別会計																							

改正後			改正前		
基金	<u>び地域支援事業に要する費用に不足を生じたときの財源に充てるため</u>	の保険勘定において、決算剰余金を生じたときにその全部又は一部の額	基金	る費用に充てるため	の保険勘定において、決算剰余金を生じたときにその全部又は一部の額
(12)～(26) (略)			(12)～(26) (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

国民健康保険の制度改正への対応及び下呂市介護保険基金を幅広く活用するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) これまでの高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金を省き、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に対する不足分に基金を充てられるように改めます。

(第3条第1項の表関係)

- (2) 介護給付に加え、地域支援事業の不足分にも基金を充てられるように改めます。

(第3条第1項の表関係)

- (3) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則関係)